

## 農地法第3条許可申請書に必要な書類

農地の売買・交換・贈与等による所有権の移転及び賃貸借・使用貸借等で権利を移動する場合には、農地法の許可が必要です。

※原則として、譲受人又は借人の方の申請地取得後の経営面積が5,000㎡となる必要があります。

### 【申請書】

#### 1. 農地法の規定による許可申請書

許可申請書のみ3部 許可申請書（別添）は2部

### 【添付書類】※は、必須。部数は全て2部

#### 2. 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）※

申請土地1筆ごとに 原本1部 コピー1部

#### 3. 現地案内図（住宅地図など）※

申請地を着色 2部

#### 4. 住民票等（土地登記事項証明書の記載と譲渡人の住所が異なる場合）

#### 5. 是正計画書（違反転用がある場合）

#### 6. 耕作放棄地を復元する旨の確約書（耕作放棄地がある場合）

#### 7. 営農計画書（遠隔地、新規、法人の場合等で確認を要する場合）

#### 8. 新規営農理由書

#### 9. 耕作等証明書

原本1部 コピー1部（他市町村で農地を耕作している場合）

#### 10. 通作距離図（市外の方のみ）

2部（自宅から申請地までのルートを表示し、距離と通作時間を記入）

#### 11. 土地改良事業中の一時利用指定中の場合の同意書

#### 12. 真正な権利者であることを証する書面（裁判の判決や破産管財人がついている場合）

#### 13. 法人登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）

#### 12. その他

【問合せ先 鈴鹿市農業委員会 電話 059-382-9018】